

地区委員ニュース

第84号

つつじ野団地
管理組合
地区委員会発行
令和元年/08/25

自己都合だけを優先し他を顧みない一部の人たちによるルールを無視したゴミの不法投棄や不法駐車が後を絶ちません。「安全で住みよい生活環境」の維持・向上を目指して、年号も令和と変わり、新たな気持ちでルール違反状況の更なる改善が図れるよう生活ルールの順守・徹底をお願いします。

ゴミ集積所の現状（点検結果から）

（環境保全部）

〔平成30年6月～令和元年5月までのゴミ集積場点検結果〕

平成30年6月から令和元年5月までの12ヶ月間、**ゴミ集積所におけるゴミ出しルール違反総件数は、501件（前年同期比 約1.6倍）**でした。
（前年度同期の違反件数 319件）

- その日に指定されたゴミではないものが出ている。419件（約1.5倍）
- 収集完了後に、ゴミを出している。82件（約2.3倍）
- ※ 指定された日に、指定されたゴミを出してください。
市の収集車が回収した後は、次回収集日まで出すことはできません。

※ このルール順守が、地域の環境を守る第一歩です。

ペットボトルの出し方について

- ペットボトルは回収事情の変化に伴いゴミ出しルールを厳守しないと回収されません。ペットボトルは必ず水で洗って、キャップ・ラベルは、外して出してください。
- キャップ・ラベルが外されてないペットボトルが、1本でも混ざっていると、回収されません。
- 団地の集積所全体で、一日5袋から6袋発見されます。片付けるのに大変な労力を要しています。是非ルールを守ることの重要性を認識して下さい。

不法駐車車両の現状（巡回チェック結果）

（生活秩序部）

つつじ野団地では、所定駐車場以外の場所での駐車は禁止となっています。路上駐車や駐車場以外の場所での駐車は、火災・救急等緊急時の車両進入の妨げやその他、事故の原因にもなります。当団地では、不法駐車の一掃を目指して随時パトロール等により不法駐車巡回チェックを実施しています。所定駐車場以外での駐車は行わないようお願いします。

〔平成30年6月～令和元年5月までの月別不法駐車警告台数〕

| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 累計 |
|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 35 | 40 | 29 | 30 | 36 | 36 | 30 | 36 | 25 | 34 | 38 | 24 | 393 |

車両駐車についてのお願い

- 車で来訪される方には、事前に当団地内には駐車場が少ない旨を伝えてください。
- 止むを得ず車で来訪される場合には、早めに管理事務所で手続きのうえ、指定された来客用駐車場に駐車してください。
- 工事車両等、機材搬入出の場合には、工事住宅の号棟・住宅番号をフロント部分に明示させてください。搬入後は、速やかに管理事務所の指定した来客用駐車場に駐車させてください。

＜車両進入防止杭についてお願い＞

工事車両等が機材搬入出のため、止むを得ず車両進入防止杭を取り外す場合があります。所用終了後、元の状態に戻さないと他の車両が頻繁に進入する要因に繋がります。機材搬入出後は、必ず車両進入防止杭を元の状態に戻すよう運転者に伝えてください。

- 介護サービス等の介護車両で止むを得ず一時的に駐車をする場合には、必ずハザードランプを点灯させるか管理事務所で指定した来客用駐車場に駐車させてください。
- 一時的に運転席を離れる場合には、必ずハザードランプを点灯してください。

地区委員会では、不法な駐車車両の減少に向け活動を継続していきます。

- 不法駐車車両への「警告書」の貼り付けを実施します。
- 警告無視や常習的な悪質車両を公表します。

悪質な不法駐車常習車両

| （車両ナンバー） | （車種） | （カラー） | （駐車場所） | |
|----------|------|----------|--------|----------|
| ● 所沢580ほ | ・589 | ダイハツ タント | 水色 | 2街区駐車場 |
| ● 所沢301ひ | 1135 | トヨタ レクサス | 黒 | 2街区14号棟前 |

安全で住みよい生活環境の維持は、全員参加の『自主管理』で！